

公立大学法人島根県立大学非常勤職員給与規程

平成 19 年 4 月 1 日

規程第 34 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人島根県立大学非常勤職員就業規則（平成 19 年規則第 4 号。以下「就業規則」という。）第 12 条の規定に基づき、非常勤職員（公立大学法人島根県立大学職員再雇用規程（平成 19 年規程第 27 号）第 2 条第 3 号の短時間勤務職員及び嘱託助手を除く。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 非常勤職員の給与の種類は、その者の雇用形態の区分に応じ、次の表に定めるとおりとする。

雇用形態	給与の種類
日々雇用される職員以外の職員	給料、通勤手当、時間外勤務手当、 期末手当、勤勉手当
日々雇用される職員	給料

(給与の支給日)

第 3 条 給料、通勤手当及び時間外勤務手当は、毎月末を締切日とし、翌月の 10 日に支給する。ただし、その日が公立大学法人島根県立大学非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 19 年規程第 21 号。以下「非常勤職員勤務時間規程」という。）第 5 条第 1 号から第 3 号までに掲げる日（以下この条において「所定休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い所定休日でない日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、第 8 条第 3 項及び第 9 条第 3 項に規定する場合を除き、毎年 6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、その日が所定休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い所定休日でない日に支給する。

第 2 章 給料

(給料の支給)

第 4 条 給料は、勤務 1 時間につき、その者の雇用形態及び職種の区分に応じ、次の表に定める額を支給する。

雇用形態	職種	勤務 1 時間当たりの 給料額
日々雇用される 職員以外の職員	情報	1, 6 0 0 円
	運転技師	1, 6 0 0 円
	司書	1, 4 0 6 円
	一般事務（勤務経験 2 年超過）	1, 2 7 4 円
	一般事務（勤務経験 2 年以下）	1, 2 1 3 円
	事務補助	1, 1 0 3 円

	その他	別に定める。
日々雇用される職員		別に定める。

- 2 一般事務（勤務経験2年超過）の職種は、勤務経験が2年を超えた日の属する月の翌月（要件を満たした日が月の初日の場合は、その月）から適用する。

第3章 諸手当

（通勤手当の支給）

第5条 通勤手当は、次の各号に掲げる非常勤職員の区分に応じて、当該各号に定める金額を支給する。

- (1) 通勤のため電車等の公共交通機関(以下「交通機関」という。)を利用する非常勤職員支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
- (2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする職員 支給単位期間につき、次の表に定める額に、勤務日に応じた通勤所要回数を21で除して得た割合を乗じて得た額とする。

通勤距離	自動4輪	自動2輪・自転車
2km以上 4km未満	2,100円	1,000円
4km以上 6km未満	3,500円	1,700円
6km以上 10km未満	5,500円	2,700円
10km以上 14km未満	7,900円	3,900円
14km以上 18km未満	10,200円	5,100円
18km以上 22km未満	12,500円	6,200円
22km以上 26km未満	14,700円	7,300円
26km以上 30km未満	16,800円	8,400円
30km以上 34km未満	18,900円	9,400円
34km以上 38km未満	21,000円	10,500円
38km以上 42km未満	23,000円	11,500円
42km以上 46km未満	25,100円	12,500円
46km以上 50km未満	27,100円	13,500円
50km以上 54km未満	29,100円	14,500円
54km以上 58km未満	31,000円	15,500円
58km以上 62km未満	33,000円	16,500円
62km以上 66km未満	34,900円	17,400円

6 6 k m以上 7 0 k m未満	3 6 , 9 0 0 円	1 8 , 4 0 0 円
7 0 k m以上 7 4 k m未満	3 8 , 8 0 0 円	1 9 , 4 0 0 円
7 4 k m以上 7 8 k m未満	4 0 , 7 0 0 円	2 0 , 3 0 0 円
7 8 k m以上	4 2 , 6 0 0 円	2 1 , 3 0 0 円

- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 第1号及び第2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
- 2 前項に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。
- 3 通勤手当は、支給単位期間(法人が別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に係る最初の月の第3条に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される非常勤職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
- 6 非常勤職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の通勤手当は支給しない。

(通勤手当の支給に係る届出等)

第6条 非常勤職員は、通勤手当の支給を受けようとするとき、又は支給に係る事実に変更が生じたときは、その旨を法人に届け出なければならない。

- 2 通勤手当の支給の開始若しくは終了又は額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月(事由が生じた日が月の出勤日の初日であるときは、その日の属する月)から行う。ただし、支給の開始又は額の増額については、前項の規定による届出が事由が生じた日から起算して1月を経過した後にされたときは、届出を受理した日の属する月から行うものとする。

(時間外勤務手当)

第7条 非常勤職員勤務時間規程第7条第1項の規定に基づき、超過勤務又は休日勤務を命じられた非常勤職員には、これらの勤務を命じられた時間(超過勤務については、当該勤務日の総勤務時間のうち7時間45分を超える時間に限る。)1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

- (1) 超過勤務 100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)
- (2) 休日勤務 100分の135(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)

第4章 賞与

(期末手当)

第8条 期末手当は、任期の定めが6月以上の非常勤職員であって、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に法人に在籍する非常勤職員のうち、1週間あたり15時間30分以上勤務する職員及び無期転換した非常勤職員に対して支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員及び任期を更新したことにより、基準日において、更新前の任期と更新後の任期の定めを通算した期間が6月以上に至った職員についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、期末手当を支給しない。

(1) 基準日(基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員にあつては、その退職し、又は死亡した日。以下「基準日等」という。)において就業規則第23条第3号に規定する停職期間中の者

(2) 基準日等において育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(勤務した期間に相当する期間として公立大学法人島根県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成19年4月1日規程第21号)第19条第20号及び第22号の期間を含む。)がない者

(3) 基準日の1か月前の日から支給日までの間に、就業規則第16条第1項第2号若しくは第3号に規定する理由に基づき解雇され、又は同条第2項第4号の規定に基づき懲戒解雇された者

3 支給日において前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する職員には、期末手当を支給せず、又はその支給日を遅らせることができる。

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割 合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

5 前項の期末手当基礎額は、基準日等において職員が受けるべき給料の月額に相当する額とする。

(勤勉手当)

第9条 勤勉手当は、任期の定めが6月以上の非常勤職員であって、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に法人に在籍する非常勤職員のうち、1週間あたり15時間30分以上勤務する職員及び無期転換した非常勤職員に対して支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員及び任期を更新したことにより、基準日において、更新前の任期と更新後の任期の定めを通算した期間が6月以上に至った職員についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、勤勉手当を支給しない。
- (1) 基準日（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員にあつては、その退職し、又は死亡した日。以下「基準日等」という。）において就業規則第23条第3号に規定する停職期間中の者
 - (2) 基準日等において育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない者
 - (3) 基準日の1か月前の日から支給日までの間に、就業規則第16条第1項第2号若しくは第3号に規定する理由に基づき解雇され、又は同条第2項第4号の規定に基づき懲戒解雇された者
- 3 支給日において前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する職員には、勤勉手当を支給せず、又はその支給日を遅らせることができる。
- 4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間率及び勤務成績率を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、その者の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 5 前項の勤勉手当基礎額は、基準日等において職員が受けるべき給料の月額に相当する額とする。
- 6 第4項の勤務期間率は、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合とする。

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

第5章 補則

(準用)

第10条 公立大学法人島根県立大学職員給与規程（平成19年規程第23号）第4条、第7

条、第 31 条及び第 33 条の規定は、非常勤職員の給与について準用する。

(実施に関し必要な事項)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 21 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 6 年 2 月 2 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、令和 5 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改

正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 7 年 1 月 31 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、令和 6 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。